

## 規 則

埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七号

埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県自転車競走在席投票実施規則（平成十六年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第五号」を「第五条第七号」に改める。

第五条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 埼玉県自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年埼玉県規則第八十一号）第十一条の二第一項又は第十一条の三第一項の規定により電話投票を停止されている者

三 埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則（平成二十二年埼玉県規則第八十五号）第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止されている者

第二条 埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第七号」を「第五条第八号」に改める。

第五条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 埼玉県自転車競走実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により入場を禁止されている者

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年十月一日から施行する。